

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月12日

【四半期会計期間】 第59期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 五洋建設株式会社

【英訳名】 PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村重芳雄

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目2番8号

【電話番号】 東京(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 小林久之

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目2番8号

【電話番号】 東京(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 小林久之

【縦覧に供する場所】 五洋建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦三丁目2番1号)

五洋建設株式会社 大阪支店
(大阪市北区芝田二丁目6番23号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第59期 当第3四半期 連結累計期間	第59期 当第3四半期 連結会計期間	第58期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	281,060	96,869	352,808
経常利益(損失) (百万円)	93	402	5,096
四半期(当期)純利益 (損失) (百万円)	4,022	2,118	2,570
純資産額 (百万円)		53,738	53,862
総資産額 (百万円)		371,204	340,233
1株当たり純資産額 (円)		212.00	219.19
1株当たり四半期 (当期)純利益(損失) (円)	16.37	8.62	10.46
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)		14.0	15.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,811		9,148
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,210		4,530
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,909		1,753
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		45,449	33,394
従業員数 (名)		3,414	3,414

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」は、第58期については潜在株式がないため、第59期当第3四半期連結累計期間及び第59期当第3四半期連結会計期間については潜在株式がなく、また、四半期純損失のため記載していない。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社26社及び関連会社2社で構成され、建設事業、開発事業及びこれらに関連する建設資材の販売、機器リース及び造船事業等の事業活動を展開している。

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が持分取得により持分法適用関連会社より連結子会社となった。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (うち間接所有) (%)	関係内容
合同会社ニューポート・デベロップメント	東京都文京区	1	開発事業	100	当社より匿名組合出資をしている。

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	3,414
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数である。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	2,777
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) (百万円)
建設事業	98,514

(2) 売上実績

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) (百万円)
建設事業	94,372
開発事業	523
その他の事業	1,972
合計	96,869

- (注) 1 開発事業及びその他の事業の受注実績については、当社グループ各社における受注の定義が異なり、また、金額も僅少であるため、建設事業のみ記載している。
- 2 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。
- 3 受注実績、売上実績については、セグメント間の取引を相殺消去して記載している。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりである。

提出会社における受注高及び売上高の状況

受注高、売上高及び繰越高

期別	種類別		期首 繰越高 (百万円)	期中 受注高 (百万円)	計 (百万円)	期中 売上高 (百万円)	期末 繰越高 (百万円)
当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	建設事業	土木	(283,684) 268,983	154,857	423,840	140,189	283,651
		建築	(190,685) 185,508	83,254	268,763	117,182	151,580
		計	(474,370) 454,491	238,112	692,603	257,371	435,232
	開発事業等			1,659	1,659	1,023	635
	合計		(474,370) 454,491	239,771	694,262	258,395	435,867
前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	建設事業	土木	(248,468) 245,328	205,838	451,166	167,482	283,684
		建築	(168,934) 167,974	167,755	335,730	145,044	190,685
		計	(417,403) 413,302	373,594	786,897	312,526	474,370
	開発事業等		2,979	2,349	5,329	5,329	
	合計		(420,382) 416,282	375,944	792,226	317,856	474,370

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注高にその増減額を含む。

したがって期中売上高にもかかる増減額が含まれる。

2 期首繰越高の上段()内表示額は前事業年度における期末繰越高を表わし、下段表示額は、当該第3四半期累計期間(事業年度)の外国為替相場が変動したため海外繰越高を修正したものである。

3 期中受注工事高のうち海外工事の割合は、当第3四半期累計期間37.1%であり、主なものは次のとおりである。

当第3四半期 累計期間	シンガポール政府	マリーナ地区高速道路工事 485工区	(シンガポール)
	ベトナム政府	チーバイクーゴターミナル 建設工事	(ベトナム)

完成工事高

期別	区分	国内		海外		計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	(A) (百万円)	(A)/(B) (%)	
当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	土木工事	19,638	11,772	13,082	29.4	44,493
	建築工事	1,283	38,115	5,696	12.6	45,096
	計	20,921	49,888	18,778	21.0	89,589

(注) 1 海外完成工事高の地域別割合は、次のとおりである。

地域	当第3四半期会計期間(%)
東南アジア	93.9
その他	6.1
計	100

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

当第3四半期会計期間完成工事のうち主なもの

国土交通省

(有)アールワン富士

香港中文大学

新若戸道路沈埋トンネル部(5号函)製作工事

(仮称)ラウンドワン富士店新築工事

香港中文大学建設工事

3 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりである。

当第3四半期会計期間 国土交通省 9,128百万円 10.2%

手持工事高(平成20年12月31日現在)

区分	国内(百万円)		海外 (百万円)	計 (百万円)
	官公庁	民間		
土木工事	93,912	46,318	143,420	283,651
建築工事	9,934	103,255	38,390	151,580
計	103,847	149,573	181,810	435,232

手持工事のうち主なものは、次のとおりである。

国土交通省

大日本印刷(株)

JURONG TOWN CORPORATION

シンガポール政府

東京国際空港D滑走路建設外工事

G10CF堺工場建築工事

ジュロンアイランド
第4期チュアスビュー埋立拡張工事

パシルパンジャン港湾開発工事

平成22年8月完成予定

平成21年2月完成予定

平成23年3月完成予定

平成25年4月完成予定

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はない。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界の金融資本市場の危機を発端とする世界的な景気後退、円高の影響などにより、景気の下降局面が明らかになった。当社グループの主たる事業分野である国内建設市場においても、民間設備投資が力強さを欠くなか、住宅市況も悪化しており、厳しい事業環境となっている。一方、海外の建設市場については、当社グループの主要市場である東南アジアにおいて前年度に引き続き大型工事を受注するなど、前四半期連結会計期間から引き続き好調に推移した。

このような状況のもと、当社グループの当第3四半期連結会計期間における業績は、売上高は96,869百万円となり、利益については、営業利益は1,436百万円、経常利益は402百万円となったものの、投資有価証券評価損の計上等により四半期純損失は2,118百万円となった。また、当第3四半期連結累計期間における業績は、売上高は281,060百万円となり、利益については、営業利益は3,137百万円、経常損失は93百万円、四半期純損失は4,022百万円となった。

(注)「3 財政状態及び経営成績の分析」における各事項の記載金額については、消費税抜きで表示している。

事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの業績は次の通りである。(事業の種類別セグメントごとの業績については、セグメント間の内部売上高または振替高を含めて記載している。)

事業の種類別セグメント

(建設事業)

当社グループの主たる事業分野である建設事業における当第3四半期連結会計期間の業績は、公共投資の継続的な減少に加え、住宅市況の悪化など、厳しい事業環境にあったが、手持工事の施工高の増加等により、完成工事高は94,374百万円となり、営業利益は1,142百万円となった。

(開発事業)

開発事業における当第3四半期連結会計期間の業績は、不動産売却等により売上高は590百万円となり、営業利益は82百万円となった。

(その他の事業)

造船事業及び建設資材の販売・機器リース並びに船舶の賃貸事業等を主な内容とするその他の事業の当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高の過半を占める造船事業において市況の好調さが寄与し、売上高は3,978百万円となり、営業利益は212百万円となった。

所在地別セグメント

(日本)

日本国内における当第3四半期連結会計期間の業績は、主たる事業分野である建設市場において、厳しい事業環境が続くなか、売上高は77,940百万円となり、営業利益は2,401百万円となった。

(東南アジア)

主要活動拠点であるシンガポール、香港等を中心とした東南アジアでの当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高は17,773百万円となり、営業損失は353百万円となった。

(その他の地域)

U. A. E.などのその他の地域での当第3四半期連結会計期間の業績は、手持工事の進捗により、売上高は1,154百万円となり、営業損失は613百万円となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失3,053百万円に加え売上債権が4,817百万円増加したものの、仕入債務が10,761百万円増加したこと等により、15,090百万円の収入超過となった。

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付や設備投資による支出等により、1,186百万円の支出超過となった。

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済等により、6,471百万円の支出超過となった。

これらにより、当第3四半期連結会計期間末における連結ベースの「現金及び現金同等物」は第2四半期連結会計期間末と比べ、7,576百万円増加して、45,449百万円となった。

(3) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における当社グループの総資産は、前連結会計年度末に比べ30,971百万円増加し、371,204百万円となった。これは現金預金、完成工事未収入金等の売掛債権及びたな卸不動産の増加等によるものである。負債については、支払手形等の仕入債務及び有利子負債の増加等により、前連結会計年度末に比べ31,095百万円増加し317,466百万円となった。また純資産については、前連結会計年度末と比べ124百万円減少し53,738百万円となった。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は次の通りである。

(買収防衛策について)

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しております。

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え

ます。

そのため、当社は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社の取締役会や株主がその内容を検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

・基本方針の実現に資する取り組み

1. 「中期経営計画」等による企業価値向上への取り組み

平成20年度を初年度とする新しい3カ年中期経営計画を策定し、厳しい経営環境を乗り越えて、自ら力強く「前進する」という経営の意思を込めて「Advance 21」と名付けました。事業環境の変化をチャンスと捉え、緩やかな事業量の拡大を図るとともに、技術立社と現場力の強化を推進することにより、名実ともに臨海部ナンバーワン企業として技術競争時代を勝ち抜く所存です。

2. 「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化」による企業価値向上の取り組み

当社は、会社の持続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付けています。そのため経営における意思決定の迅速化、透明性の向上、公正性の確保を目指した経営体制を構築するとともに、取締役及び取締役会がリスク管理の徹底及び法令等の遵守、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、実効ある内部統制システムの構築に取り組んでいます。すなわち、会社法に基づき全社の内部統制システムに関する基本方針を定め、年度毎に評価・見直しを行うとともに、財務報告に係わる内部統制についても金融商品取引法に基づき2008年度からの運用に向けてシステムの構築を進めています。

当社の経営体制としては、取締役の人数を少数化し、取締役会の活性化ならびに意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入しています。併せて、公正で透明性の高い経営を行うため、社外取締役1名を選任しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。なお、取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

内部監査につきまして、担当する総合監査部は監査役会と連携を取り、当社各部門及びグループ会社の業務執行状況を監査しております。

会計監査につきまして、当社は会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査役会、総合監査部、会計監査人は、定期的に監査計画、監査結果の情報交換等により連携し監査の実効性を高めております。

当社は、CSRを重視した経営理念、中期ビジョンを実現するため、社長直轄組織として、CSR推進委員会およびCSR推進室を設置しています。また、当社のコンプライアンス方針や体制、指針等をまとめたコンプライアンスハンドブックの作成、社内イントラネット上でのデータベースの構築等を実施するとともに、社内担当者および社外の弁護士を窓口とする内部通報・相談窓口を設置し、不法行為等の早期発見を図り、企業不祥事を未然に防止する体制を整えております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1．大規模買付ルール導入の目的

最終的に、大規模買付行為を受け入れるかどうかは株主の皆様判断によるべきものでありますが、当社の事業基盤の状況を考えますと、大規模買付行為が行われようとする場合には、株主の皆様とステークホルダーに対して、当社からはもとより大規模買付者からも十分な判断材料が提示されるとともに、熟慮のための十分な時間が確保されるべきものと考えます。

このような考え方のもとで、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

2．大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

3．大規模買付行為がなされた場合の対応策

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

(4) 対抗措置の発動の手続

本プランにおいては、上記(1)に記載の通り大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記(2)に記載の通り大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないことにより対抗措置をとる場合、及び上記(1)に記載の通り大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも例外的に対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会

に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、また、上記(1)に記載の類型に該当し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かなどを、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

なお、対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べた通り、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記3.に記載した対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利又は経済的側面において格別の不利益は発生しません。但し、割当期日において名義書換未了の株主の皆様(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。)に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失

います。)を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

・本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1．買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

2．株主意思を重視するものであること

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、本プランの導入を決定しております。

3．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外の有識者より構成されます。実際に当社株式に対して買付等がなされた場合には、取締役会による一定の評価期間を経て、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非に関する諮問を行います。独立委員会は、独立委員会規程に従い、対抗措置の発動の是非に関する取締役会への勧告を行い、取締役会はその判断を最大限尊重して対抗措置の発動に関する決定を行うこととします。また、株主の皆様へは、判断の内容について情報開示をすることとされており、独立委員会によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

4．合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

5．独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6．デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会により、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、当社株主総会で本プランの廃止の決議を提案の上、かかる提案が承認されることにより、または、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度

に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は、224百万円であった。

なお、当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動に重要な変更はない。

また、連結子会社においては、研究開発活動は特段行っていない。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な変更はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はない。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	599,135,000
計	599,135,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	245,763,910	245,763,910	東京証券取引所市場第1部 名古屋証券取引所市場第1部 大阪証券取引所市場第1部	単元株式数500株
計	245,763,910	245,763,910		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日 ～平成20年12月31日		245,763		28,070		10,000

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、実質株主が把握できず、記載することができないため、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 87,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 245,311,000	490,027	
単元未満株式	普通株式 365,410		1単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	245,763,910		
総株主の議決権		490,027	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が297,000株含まれている。
 なお、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数594個は含めていない。
 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式123株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 五洋建設株式会社	文京区後楽 2 2 8	87,500		87,500	0.0
計		87,500		87,500	0.0

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が500株ある。
 なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めているが、当該株式に係る議決権の数1個は「議決権の数」の欄には含めていない。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	128	188	210	177	162	139	117	123	130
最低(円)	114	126	167	159	116	97	83	95	99

(注) 東京証券取引所市場第一部における最高・最低株価を記載した。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はない。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第3号ただし書き及び附則第7条第1項第5号ただし書きの規定を適用し、当該改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	45,473	33,421
受取手形・完成工事未収入金等	¹ 144,144	136,002
有価証券	201	102
未成工事支出金等	² 30,493	33,514
たな卸不動産	³ 22,843	12,740
未収入金	21,225	19,881
その他	14,642	10,885
貸倒引当金	1,732	1,160
流動資産合計	277,292	245,388
固定資産		
有形固定資産		
土地	35,991	36,024
その他(純額)	⁴ 23,727	⁴ 25,247
有形固定資産合計	59,718	61,271
無形固定資産		
	587	568
投資その他の資産		
投資有価証券	12,037	14,463
その他	28,662	25,142
貸倒引当金	7,093	6,601
投資その他の資産合計	33,606	33,005
固定資産合計	93,912	94,844
資産合計	371,204	340,233
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	⁵ 128,722	117,960
短期借入金	82,969	63,188
未払法人税等	426	743
未成工事受入金等	29,947	28,910
引当金	⁶ 2,513	2,966
その他	19,292	17,047
流動負債合計	263,870	230,816
固定負債		
長期借入金	44,313	45,909
再評価に係る繰延税金負債	7,212	7,216
引当金	974	1,322
その他	1,096	1,105
固定負債合計	53,595	55,553
負債合計	317,466	286,370

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,070	28,070
資本剰余金	20,106	20,106
利益剰余金	25	3,991
自己株式	21	20
株主資本合計	48,129	52,147
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	311	1,973
繰延ヘッジ損益	30	32
土地再評価差額金	3,533	3,539
為替換算調整勘定	138	170
評価・換算差額等合計	3,952	1,703
少数株主持分	7 1,656	11
純資産合計	53,738	53,862
負債純資産合計	371,204	340,233

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	
完成工事高	270,694
開発事業等売上高	10,365
売上高合計	281,060
売上原価	
完成工事原価	254,702
開発事業等売上原価	9,394
売上原価合計	264,096
売上総利益	
完成工事総利益	15,992
開発事業等総利益	971
売上総利益合計	16,963
販売費及び一般管理費	13,826
営業利益	3,137
営業外収益	
受取利息	137
受取配当金	281
その他	266
営業外収益合計	685
営業外費用	
支払利息	2,296
為替差損	1,064
その他	555
営業外費用合計	3,915
経常損失()	93
特別利益	
固定資産売却益	596
その他	115
特別利益合計	711
特別損失	
投資有価証券評価損	5,346
その他	589
特別損失合計	5,935
税金等調整前四半期純損失()	5,316
法人税、住民税及び事業税	471
法人税等調整額	1,771
法人税等合計	1,299
少数株主利益	5
四半期純損失()	4,022

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	
完成工事高	94,372
開発事業等売上高	2,496
売上高合計	96,869
売上原価	
完成工事原価	88,963
開発事業等売上原価	2,049
売上原価合計	91,012
売上総利益	
完成工事総利益	5,409
開発事業等総利益	447
売上総利益合計	5,856
販売費及び一般管理費	2 4,420
営業利益	1,436
営業外収益	
受取利息	46
受取配当金	107
その他	86
営業外収益合計	239
営業外費用	
支払利息	830
為替差損	312
その他	131
営業外費用合計	1,274
経常利益	402
特別利益	
固定資産売却益	303
その他	1
特別利益合計	305
特別損失	
投資有価証券評価損	3,670
その他	90
特別損失合計	3,761
税金等調整前四半期純損失()	3,053
法人税、住民税及び事業税	143
法人税等調整額	1,081
法人税等合計	938
少数株主利益	2
四半期純損失()	2,118

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	5,316
減価償却費	3,459
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,063
賞与引当金の増減額(は減少)	1,014
退職給付引当金の増減額(は減少)	297
工事損失引当金の増減額(は減少)	621
受取利息及び受取配当金	418
支払利息	2,484
為替差損益(は益)	464
持分法による投資損益(は益)	4
有形固定資産売却損益(は益)	592
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	0
投資有価証券評価損益(は益)	5,346
売上債権の増減額(は増加)	11,571
未成工事支出金の増減額(は増加)	1,545
たな卸資産の増減額(は増加)	1,727
仕入債務の増減額(は減少)	10,765
未成工事受入金の増減額(は減少)	1,044
未収入金の増減額(は増加)	1,320
その他	319
小計	8,306
利息及び配当金の受取額	437
利息の支払額	2,144
法人税等の支払額	787
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,811
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	1,045
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	102
有形固定資産の取得による支出	2,130
有形固定資産の売却による収入	877
貸付けによる支出	985
貸付金の回収による収入	96
開発事業への投資による支出	4,750
連結の範囲の変更を伴うその他の関係会社有価証券の取得による支出	257
その他	116
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,210

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	9,151
長期借入れによる収入	25,600
長期借入金の返済による支出	19,467
配当金の支払額	0
その他	374
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,909
現金及び現金同等物に係る換算差額	455
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	12,055
現金及び現金同等物の期首残高	33,394
現金及び現金同等物の四半期末残高	45,449

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間より、合同会社ニューポート・デベロップメントは、持分取得により持分法適用関連会社より連結子会社となったため、連結の範囲に含めることとした。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 26社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 第2四半期連結会計期間より、合同会社ニューポート・デベロップメントは、財務及び営業または事業の方針決定に関する影響が一時的である会社に該当しなくなったため、持分法適用関連会社に含めることとしたが、当第3四半期連結会計期間より持分取得により連結子会社となったため、持分法適用の範囲から除外した。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 2社</p>
3 会計処理の原則及び手続の変更	<p>(1) 売上高の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が平成21年4月1日より前に開始する連結会計年度から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。 これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の売上高は31,704百万円、営業利益は2,668百万円それぞれ増加し、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ2,668百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該個所に記載している。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用している。これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常損失、税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微である。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
2 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定している。
4 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1	2 未成工事支出金等の内訳は、以下の通りである。 未成工事支出金 27,830 百万円 その他のたな卸資産 2,662 計 30,493	1	
2	3 たな卸不動産の内訳は、以下の通りである。 販売用不動産 12,440 百万円 開発事業等支出金 10,402 計 22,843	2	
3	2 6 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額 734百万円	3	
4	4 有形固定資産の減価償却累計額 76,972百万円	4	4 有形固定資産の減価償却累計額 76,577百万円
5	担保資産 担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、以下の通りである。 3 たな卸不動産 (信託受益権) 4,684 百万円	5	
6	当社においては、必要資金の機動的な調達を可能にするため取引銀行30行と融資枠360億円のコミットメントライン契約を締結している。 コミットメントラインの総額 36,000 百万円 借入実行残高 11,400 差引額 24,600	6	当社においては、必要資金の機動的な調達を可能にするため取引銀行31行と融資枠350億円のコミットメントライン契約を締結している。 なお、当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入実行残高はない。
7	保証債務 連結会社以外の下記の相手先の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っている。 全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会 1,530 百万円 ホテル朱鷺メッセ(株) 245 計 1,776 また、下記の手先住宅分譲前金保証を行っている。 (株)ジョイント・コーポレーション 451百万円 (株)ゴールドクレスト 46 敷島住宅(株) 2 計 500	7	保証債務 連結会社以外の下記の相手先の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っている。 全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会 1,530 百万円 新潟国際コンベンションホテル(株) 253 計 1,784 また、下記の手先住宅分譲前金保証を行っている。 (株)ジョイント・コーポレーション 272百万円 (株)J A D 92 (株)ゴールドクレスト 59 (株)アーバンコーポレイション及び極東建設(株) 4 計 429

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
8 7少数株主持分には、匿名組合出資預り金が1,646百万円含まれている。	8
9 追加情報 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理している。なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、当第3四半期連結会計期間末残高に含まれている。 1 受取手形 268 百万円 5 支払手形 527	9

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。	
従業員給料手当	4,692百万円
貸倒引当金繰入額	664
賞与引当金繰入額	203
退職給付費用	579
役員退職慰労引当金繰入額	32

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
2 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。	
従業員給料手当	1,345百万円
貸倒引当金繰入額	161
賞与引当金繰入額	203
退職給付費用	193
役員退職慰労引当金繰入額	11

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金預金	45,473百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	24
現金及び現金同等物	45,449

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	245,763

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	93

3 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4 配当に関する事項

該当事項なし。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	建設事業 (百万円)	開発事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	94,372	523	1,972	96,869		96,869
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	66	2,005	2,074	(2,074)	
計	94,374	590	3,978	98,943	(2,074)	96,869
営業利益	1,142	82	212	1,438	1	1,436

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	建設事業 (百万円)	開発事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	270,694	1,070	9,295	281,060		281,060
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	56	203	5,651	5,910	(5,910)	
計	270,750	1,274	14,946	286,971	(5,910)	281,060
営業利益又は営業損失()	2,700	259	692	3,133	3	3,137

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分している。

(2) 各区分に属する主要な事業の内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業：不動産の自主開発・販売及び保有不動産の賃貸に関する事業

その他の事業：建設資機材の販売、リース事業、造船事業等

2 会計処理の変更

売上高の計上基準の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「会計処理の原則及び手続の変更」に記載のとおり、請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が平成21年4月1日より前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の建設事業の売上高は28,142百万円、営業利益は2,293百万円、その他の事業の売上高は3,562百万円、営業利益は374百万円それぞれ増加している。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	77,940	17,773	1,154	96,869		96,869
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	77,940	17,773	1,154	96,869		96,869
営業利益又は営業損失()	2,401	353	613	1,434	2	1,436

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	222,407	52,189	6,463	281,060		281,060
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	222,407	52,189	6,463	281,060		281,060
営業利益又は営業損失()	2,412	943	226	3,129	7	3,137

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各地域に属する主な国又は地域

- (1) 国又は地域の区分の方法 地理的近接度による。
 (2) 各区分に属する主な国又は地域 東南アジア : シンガポール、香港、ベトナム
 その他の地域 : U. A. E.、スリランカ

2 会計処理の変更

売上高の計上基準の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「会計処理の原則及び手続の変更」に記載のとおり、請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が平成21年4月1日より前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

これにより、従来の方によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の日本の売上高は30,244百万円、営業利益は2,754百万円、東南アジアの売上高は95百万円、営業利益は12百万円それぞれ増加し、その他の地域の売上高は1,364百万円増加、営業損失は98百万円増加している。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	東南アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	17,773	1,154	18,928
連結売上高(百万円)			96,869
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	18.3	1.2	19.5

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	東南アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	52,189	6,463	58,653
連結売上高(百万円)			281,060
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	18.6	2.3	20.9

- (注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。
 2 国又は地域の区分の方法及び各地域に属する主な国又は地域
 (1) 国又は地域の区分の方法 地理的近接度による。
 (2) 各区分に属する主な国又は地域 東南アジア：シンガポール、香港、ベトナム
 その他の地域：U.A.E.、スリランカ

3 会計処理の変更

売上高の計上基準の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「会計処理の原則及び手続の変更」に記載のとおり、請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が平成21年4月1日より前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の東南アジアの売上高は95百万円、その他の地域の売上高は1,364百万円、連結売上高は31,704百万円それぞれ増加している。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度末日に比べ著しい変動が認められる。

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	7,993	8,362	368
(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
(3) その他	187	185	2
合計	8,181	8,547	366

(注) 当第3四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のある株式他について減損処理を行い、投資有価証券評価損5,346百万円を計上している。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

全てのデリバティブ取引に対してヘッジ会計を適用しているため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
212.00円	219.19円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りである。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	53,738	53,862
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,656	11
(うち少数株主持分)	(1,656)	(11)
普通株式に係る純資産額(百万円)	52,081	53,851
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	245,670	245,682

2 1株当たり四半期純損失

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失 16.37円	1株当たり四半期純損失 8.62円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がなく、また、四半期純損失のため記載していない。

2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下の通りである。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失(百万円)	4,022	2,118
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	4,022	2,118
普通株式の期中平均株式数(千株)	245,677	245,673

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
該当事項なし。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略している。

2【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 秀 法 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 均 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 政 人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている五洋建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3会計処理の原則及び手続の変更(1)に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より工事契約に関する会計基準を適用しているため、同会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。